

鴨川府民会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府鴨川条例(平成19年京都府条例第40号)第24条第1項の規定により開催される鴨川府民会議(以下「府民会議」という。)の運営のために、必要な事項を定めるものとする。

(府民会議メンバー)

第2条 府民会議のメンバー(以下「メンバー」という。)は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 府民及び事業者のうち、別に定める鴨川府民会議メンバー公募要領に基づき選任された者
- (2) 有識者のうち、知事からの就任依頼を承諾した者
- (3) 府の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度知事が指名する者
- (4) 京都市の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度京都市長が指名する者

2 メンバーの定数は、30名以内とする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げるメンバーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第3条 府民会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、メンバーの互選によってこれを定め、会務を総理する。

3 副座長は、メンバーのうちから座長が指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 府民会議は、土木建築部長が議題を設定の上、招集する。

2 府民会議は、座長が議長となる。

3 府民会議は、公開する。ただし、議長は、傍聴人の数を制限することができる。

(意見の聴取)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に府民会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 府民会議の庶務は、土木建築部治水総括室において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号に掲げるメンバーのこの要領の施行後最初の任期は、平成22年3月31日までとする。